

盛岡広域振興局長告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年8月9日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町北日詰字白旗62番1、63番、64番1、65番1、66番、67番、68番1、70番1、71番、72番、73番、75番、80番3、149番1、150番1、151番、152番、153番、154番、155番、156番、157番、158番1、158番2、160番1、161番、162番、163番1、164番1、165番1、166番1、167番1、168番1、169番1、170番1、171番、172番、173番1、174番、175番、176番、177番、178番、179番、180番、181番、182番1、182番2、183番、184番、185番、186番、187番、188番、189番1、190番1、229番6の一部、230番1、231番1、232番、233番、234番、235番、236番、237番、238番、239番、240番、241番、242番、243番、244番、245番、246番、247番、248番、249番、250番、251番、252番、253番、254番、257番、258番、259番、261番、262番、263番、264番、265番、266番1、267番1及び270番1並びに桜町字浦田83番3並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 愛知県名古屋市中東区一社三丁目7番地 株式会社ユニホー